

平成 28 年度（5 月）土木工事標準積算基準書及び
設計業務等標準積算基準書の改定について（お知らせ）

平成 28 年 5 月 1 日

このことについて、国土交通省では土木工事標準積算基準及び設計業務等の積算基準の改定を行い、平成 28 年 4 月から適用しています。高知県土木部においても、例年 7 月に行っている積算基準等の改定内容の一部を下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 改定内容

【土木工事標準積算基準書】

項目	改定内容
工種区分	橋梁保全工事の追加等
共通仮設費率及び現場管理費率の 施工地域・施工場所による補正	橋梁保全工事を追加
共通仮設費率及び現場管理費率	橋梁保全工事の追加、河川・道路構造物工事、 鋼橋架設工事、道路維持工事の改定

【設計業務等標準積算基準書】

項目	改定内容
諸経費率	地質調査業務の改定

2. 適用日

平成 28 年 5 月 1 日以降に積算するもの

【土木工事標準積算基準書】工種区分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	<p>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</p>
河川・道路 構造物工事	<p>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設橋)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海岸工事	<p>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道路改良工事	<p>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</p>
鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</p>
橋梁保全工事	<p>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</p>

工種区分	工 種 内 容	
舗装工事	<p>舗装の新設，修繕工事にあつて，次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工，アスファルト舗装工，セメント安定処理路盤工，アスファルト安定処理路盤工，砕石路盤工，凍上抑制層工，コンクリートブロック舗装工，路上再生処理工，切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし，小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>	
共同溝等 工事	(1)	<p>共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場，地下横断歩道等）にあつて，次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</p>
	(2)	<p>共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場，地下横断歩道等）にあつて，次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</p>
トンネル工事	<p>トンネルに関する工事にあつて，次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし，本土工を完成後別件で照明設備，舗装，側溝等を発注する場合，又は併用開始後の照明設備，吹付け，舗装，修繕工事等は除く</p>	
砂防・地すべり等 工事	<p>砂防，地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて，次に掲げる工事 堰堤工，流路工，山腹工，抑制工，抑止工，床固工，落石なだれ防止工，集水井工，集排水井ボーリング工，排水トンネル工及びこれらに類する工事</p>	
道路維持工事	<p>道路にあつて，次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工，防雪柵設置撤去工^{※1}，トンネル漏水防止工，トンネル内装工（供用トンネル），路面切削工，路面工，法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}，道路情報施設，電気通信設備，防護柵^{※1}，樹木等及び区画線等の設置 4. 除草，除雪，清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1，2，3及び4に類する工事 ※1：局部的新設，復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</p>	
河川維持工事	<p>河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて，次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識，境界杭，防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開，除草，清掃，芝養生，水面清掃等の作業 6. 1，2，3，4及び5に類する工事</p>	
下水道 工事	(1)	<p>下水道に関する工事にあつて，次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</p>
	(2)	<p>下水道に関する工事にあつて，次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</p>
	(3)	<p>下水道に関する工事にあつて，次に掲げる工事 ポンプ場工事，処理工事及びこれらに類する工事</p>
公園工事	<p>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて，次に掲げる工事 敷地造成工，園路広場工，植樹工，除草工，芝付工，花壇工，日陰棚工，ベンチ工，池工，遊戯施設工，運動施設工，標識工及びこれらに類する工事</p>	
コンクリートダム工 事	<p>コンクリートダム本体を主体とする工事</p>	
フィルダム工事	<p>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</p>	
電線共同溝工事	<p>電線共同溝に関する工事</p>	
情報ボックス工事	<p>情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）</p>	

【土木工事標準積算基準書】

共通仮設費率及び現場管理費率の施工地域・施工場所による補正
共通仮設費

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

現場管理費

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

【土木工事標準積算基準書】 共通仮設費率及び現場管理費率

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

【土木工事標準積算基準書】 共通仮設費率及び現場管理費率

現場管理費率

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66
P C 橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		63.10	1,508.7	-0.2014	29.60

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

【設計業務等標準積算基準書】地質調査業務の改定

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%